

備考

- 1 この報告書は、法第8条の4第9項の報告書について使用すること。
- 2 この報告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「基準日」の欄には、その支払の確定した法第8条の4第1項第1号の配当等（以下この表において「配当等」という。）の支払に係る同号に規定する基準日を記載すること。
 - (2) 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - (3) 「基準日時点の保有株式又は出資の数又は金額」の欄には、(1)の基準日における法第8条の4第9項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する配当等の支払をすべき内国法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。以下この表において同じ。）又は出資の数又は金額を記載すること。
 - (4) 「基準日時点の保有割合」の欄には、(1)の基準日における(3)の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する(3)の内国法人の株式又は出資の保有割合（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の有する当該内国法人の株式又は出資の数又は金額が当該内国法人の法第8条の4第1項第1号に規定する発行済株式又は出資の総数又は総額のうち占める割合（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。）を記載すること。

別表第五

省略

別表第七(二)

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書

別表第四

同左

別表第五 削除

別表第七(二)

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書

(表部分の改正については省略)

備考

- 1 「令和 年 (月) 分」の空欄には、法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）の交付をした年（源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月）を記載すること。
- 2 「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
 - (1) 「納付税額」の欄には、法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
 - イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。
 - ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下同じ。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第9項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の4第3項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。(2)ロにおいて同じ。）の総額を控除した金額）を記載すること。

未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書

(表部分の改正については省略)

備考

- 1 この計算書を「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」の字句を抹消し、次のように記載すること。
 - (1) 「令和 年 (月) 分」の空欄には、法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）の交付をした年（源泉徴収選択口座につき施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する年及び月）を記載すること。
 - (2) 「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
 - イ 「納付税額」の欄には、法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。
 - (i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。
 - (ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下1において同じ。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の4第2項に規定

(2) 「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の4第3項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。

する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第9項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の4第3項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。ロ(ii)において同じ。）の総額を控除した金額）

ロ 「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の4第3項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額の総額を記載すること。

(3) 「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第3条の3第3項（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第8条の3第3項（同条第2項第2号に係る部分に限る。）、第9条の2第2項又は第9条の3の2第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額（法第37条の11の6第6項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額）

ロ 「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の6第7

項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、法第37条の11の6第6項の規定によりその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。

(4) 源泉徴収選択口座内配当等について、法第9条の3の2第3項の規定により控除した同項各号に定める金額（2(4)において「上場株式配当等控除額」という。）がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

2 この計算書を「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等」の字句を抹消し、次のように記載すること。

(1) 「令和 年（ 月）分」の空欄には、法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下「未成年者口座」という。）につき同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下2において「契約不履行等事由」という。）が生じた日の属する年及び月を記載すること。

(2) 「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 「納付税額」の欄には、法第37条の14の2第8項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において法第37条の14の2第8項の規定により所得税を徴収すべき未成年者口座に係る同項第1号に掲

3 「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

(1) 「納付税額」の欄には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等について法第3条の3第3項（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。）、第8条の3第3項（同条第2項第2号に係る部分に限る。）、第9条の2第2項又は第9条の3の2第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（3において「契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額」という。）の総額を記載すること。

ロ 「還付税額」の欄には、記載を要しない。

(3) 「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 「納付税額」の欄には、契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の9第1項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等（以下「未成年者口座内上場株式等の配当等」という。）について法第8条の3第3項（同条第2項第2号に係る部分に限る。）、第9条の2第2項又は第9条の3の2第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i) 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の9第1項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等の額（3において「契約不履行等事由に係る配当等の額」という。）の総額を記載すること。

ロ 「還付税額」の欄には、記載を要しない。

(4) 契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の9第1項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等について、上場株式配当等控除額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内
配当等の額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内
配当等の額の総額（法第37条の11の6第6項の規定の適用がある
場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の
規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除
した金額）を記載すること。

(2) 「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の6第7項
の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき
所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

イ 「人員」の項には、実際人員を記載すること。

ロ 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内
配当等の額」の項には、法第37条の11の6第6項の規定によりそ
の年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同
項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。

4 源泉徴収選択口座内配当等について、法第9条の3の2第3項の規
定により控除した同項各号に定める金額（以下4において「上場株式
配当等控除額」という。）がある場合には、「摘要」の欄にその旨及
び控除した上場株式配当等控除額を記載すること。

5 租税条約の規定により所得税が免除されるもの（外国居住者等所得
相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされ
るものを含む。）については、「摘要」の欄にその人員及び当該源泉
徴収選択口座内調整所得金額の合計額又は源泉徴収選択口座内配当等
の額の合計額を記載すること。

6 省 略

別表第八(-)

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
(表部分の改正については省略)

(備考)

3 租税条約の規定により所得税が免除されるもの（外国居住者等所得
相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされ
るものを含む。）については、「摘要」の欄にその人員及び当該源泉
徴収選択口座内調整所得金額の合計額若しくは源泉徴収選択口座内配
当等の額の合計額又は契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額の合
計額又は契約不履行等事由に係る配当等の額の合計額を記載すること。

4 同 左

別表第八

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
(表部分の改正については省略)

(備考)

- 1 「住宅取得資金の借入れ等をしている者」の「住所」及び「氏名」の欄には、施行令第26条の2第1項の規定によりこの証明書の交付を受ける者の住所（国内に住所がない場合には、居所）及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「住宅借入金等の内訳」の欄には、この証明書により証明をする住宅借入金等（法第41条第1項各号に規定する住宅借入金等又は法第41条の3の2第3項各号に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。）の法第41条第1項に規定する住宅の取得等若しくは同条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等若しくは法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等（以下この表において「住宅の増改築等」という。）に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等若しくは当該住宅の増改築等に係る土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この表において「土地等」という。）の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等若しくは当該住宅の増改築等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 「住宅借入金等の金額」の欄には、当該住宅借入金等の金額のその年12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。以下この表において同じ。）における残高等について、次により記載すること。
 - (1) 省 略
 - (2) 「住宅借入金等の金額」の「当初金額」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が第18条の21第8項第1号ロ又は第18条の23の2の2第11項第3号に規定する特定借入金等（以下この表において「特定借入金等」という。）である場合には、当該特定借入金等に係る第18条の21第8項第1号ロに規定する当初の住宅借入金等及び第18条の23の2の2第11項第3号に規定する当初の増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等（以下この表において「当初の住宅借入金等」という。））のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額及び当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約を締結

- 1 「住宅取得資金の借入れ等をしている者」の「住所」及び「氏名」の欄には、施行令第26条の3第1項の規定によりこの証明書の交付を受ける者の住所（国内に住所がない場合には、居所）及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「住宅借入金等の内訳」の欄には、この証明書により証明をする住宅借入金等（法第41条第1項各号に規定する住宅借入金等又は法第41条の3の2第3項各号に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。）の法第41条第1項に規定する住宅の取得等若しくは同条第10項に規定する認定住宅の新築等若しくは法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等（以下この表において「住宅の増改築等」という。）に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅の新築等若しくは当該住宅の増改築等に係る土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この表において「土地等」という。）の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅の新築等若しくは当該住宅の増改築等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 同 左
 - (1) 同 左
 - (2) 「住宅借入金等の金額」の「当初金額」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が第18条の21第9項第1号ロ又は第18条の23の2第11項第3号に規定する特定借入金等（以下この表において「特定借入金等」という。）である場合には、当該特定借入金等に係る第18条の21第9項第1号ロに規定する当初の住宅借入金等及び第18条の23の2第11項第3号に規定する当初の増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等（以下この表において「当初の住宅借入金等」という。））のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額及び当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約を締結した日の

した日の年月日を記載するものとする。

4 省 略

- 5 「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」の欄には、当該住宅借入金等に係る債権者が法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者（施行令第26条第10項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び第18条の22第1項第2号に掲げる債務に係る独立行政法人勤労者退職金共済機構を含む。）又は法第41条の3の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる債務に係る債権者（施行令第26条の4第12項第1号に掲げる借入金に係る債権者を含む。）である場合には、法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該居住用家屋若しくは同項に規定する既存住宅の取得の対価の額若しくは同項に規定する増改築等に要した費用の額若しくは同条第10項に規定する認定住宅等の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該認定住宅等の取得の対価の額又は住宅の増改築等に要した費用の額を記載すること。

年月日を記載するものとする。

4 同 左

- 5 「居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額」の欄には、当該住宅借入金等に係る債権者が法第41条第1項第2号から第4号までに掲げる債務に係る債権者（施行令第26条第9項第1号又は第2号に掲げる借入金に係る債権者及び第18条の22第1項第1号ロ又は第2号ロに掲げる債務に係る同項各号に掲げる者を含む。）又は法第41条の3の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる債務に係る債権者（施行令第26条の4第12項第1号に掲げる借入金に係る債権者を含む。）である場合には、法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該居住用家屋若しくは同項に規定する既存住宅の取得の対価の額若しくは同項に規定する増改築等に要した費用の額若しくは同条第10項に規定する認定住宅の新築の工事の請負代金若しくは建築後使用されたことのない当該認定住宅の取得の対価の額又は住宅の増改築等に要した費用の額を記載すること。

別表第八(二)

令和 年分 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書								
住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所(居所)		生年月日	明治 年	大正 年	昭和 年	平成 年	令和 年
	氏名		個人番号					
○	住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等						
住宅借入金等の金額	年末残高							円
	当初金額							円
	償還期間又は賦払期間	年 月間						
○	(摘要)							
提出者	住所(居所)又は所在地							
	氏名又は名称	(電話)	個人番号又は法人番号					

(用紙 日本産業規格 A6)

備考

- 1 この調書は、法第41条の2の3第2項の調書について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、この調書を作成する日の現況による住所(国内に住所がない場合には、居所)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
 - (3) 「住宅借入金等の内訳」の欄には、住宅借入金等(法第41条第1項各号に規定する住宅借入金等をいう。以下この表において同じ。)の同項に規定する住宅の取得等若しくは同条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等に係るもの、当該住宅の取得等若しくは当該

認定住宅等の新築取得等に係る土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この表において「土地等」という。）の取得に係るもの又は当該住宅の取得等若しくは当該認定住宅等の新築取得等及び当該土地等の取得に係るものの別に応じ、該当する番号を○で囲むこと。

(4) 「住宅借入金等の金額」の欄には、当該住宅借入金等の金額のその年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。以下この表において同じ。）における残高等について、次により記載すること。

イ 「住宅借入金等の金額」の「年末残高」の欄には、当該住宅借入金等の金額のその年の12月31日における残高を記載するものとする。

ロ 「住宅借入金等の金額」の「当初金額」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が第18条の21第8項第1号ロに規定する特定借入金等（以下この表において「特定借入金等」という。）である場合には、当該特定借入金等に係る同号ロに規定する当初の住宅借入金等（以下この表において「当初の住宅借入金等」という。））のその借入れをした金額又はその債務の額として負担をした金額を記載するものとする。

(5) 「償還期間又は賦払期間」の欄には、当該住宅借入金等（当該住宅借入金等が特定借入金等である場合には、当該特定借入金等に係る当初の住宅借入金等）に係る契約において定められている法第41条第1項各号に規定する償還期間又は賦払期間について記載すること。